緊急事態措置に基づく要請

別添資料１

① 区域　　大阪府全域

② 要請期間　緊急事態措置を実施すべき期間（６月１日～６月20日）

③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第45条第１項に基づく）

○ **不要不急の外出※は自粛すること**

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○ **不要不急の都道府県間移動は自粛すること**

※ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。
（府民：法第45条第１項　府民以外：法に基づかない働きかけ）

○ **感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること**

○ 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること

○ 特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること

○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

●<u>大学等へのお願い</u>（特措法第24条第９項に基づく）

○　授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、
　　困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること

○　発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

○　学生に対し、多人数の接触によるクラスター発生を抑制するため部活動の自粛を徹底すること

○　学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

●<u>**経済界へのお願い**</u>（特措法第24条第９項に基づく）

○　在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の７割減をめざすこと
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること

○　職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること

○　休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること。

○　高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと

○　事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること

○　屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）

○　業種別ガイドラインを遵守すること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第９項に基づく）

➢ **主催者に対し、以下の開催制限を要請**

平日（月～金）	【収容率※１】50％以内かつ【人数上限※１】5,000人、【営業時間短縮】21時まで※２
休日（土・日）	無観客・オンライン配信等での開催（規模や場所に関わらず全てのイベント※３）

※１　収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
　　収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（１ｍ）を確保できること
※２　飲食の提供は20時まで
※３　業務上必要なもの等は除く（以下は具体例）
　　✓　各種国家試験、資格試験
　　✓　業務上必要かつオンライン化や日程変更が困難な説明会、会議、研修、学会等

（イベントを開催する場合の要請内容）

◆　業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。
参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。

◆　国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

◆　全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

●施設について

飲食店等への要請（特措法第45条第２項に基づく）

施設の種類	内　訳		要請内容
飲食店等	**【飲食店】** 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） **【遊興施設】** キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 **【カラオケ】** カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供を**する場合**	施設の休止
		酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供を**しない場合**	営業時間短縮(20時まで)

※　インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供（利用者による持込みを含む）・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】　※　実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）

（特措法第45条第２項に基づくもの）

○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）

○アクリル板の設置等

○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第９項に基づくもの）

○ＣＯ２センサーの設置　　**○業種別ガイドラインの遵守を徹底**

●施設について

飲食店以外への要請　（特措法第24条第９項に基づく）

（１）休止要請をしない施設（政令第11条関連）

施設の種類	内　訳	要請内容
社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	部活動の自粛 オンラインの活用
図書館	図書館	感染防止対策の徹底 適切な入場整理(法に基づかない働きかけ)
商業施設 **(生活必需物資販売施設)**	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗	感染防止対策の徹底
サービス業 **（生活必需サービスを提供する店舗）**	生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗	適切な入場整理 酒類提供（利用者による持ち込みを含む）の自粛 カラオケ設備の使用自粛

※　上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）

●施設について

飲食店以外への要請　（特措法第24条第９項に基づく）

（２）休止等を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内　訳	要請内容	
		1000㎡超	
		平日	休日（土・日）
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	**【営業時間】** 20時まで **【その他】** 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）	休止
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等		
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等		
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション　等		

※1000㎡以下の施設は平日・休日に関わらず、営業時間短縮（20時まで）、入場整理等の協力を依頼（法に基づかない働きかけ）

●施設について

飲食店以外への要請　（特措法第24条第９項に基づく）

（２）休止等を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内　訳	要請内容		
		平日	休日（土・日）	
			1000㎡超	1000㎡以下
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ	**【人数上限・収容率】** 人数上限5000人 かつ収容率50％以内 **【営業時間】** ・イベント： 21時まで ・イベント以外： 20時まで（※１） **【その他】** 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）	**【イベント（※２）】** 無観客・オンライン配信等での開催 **【イベント以外】** 休止	**【イベント（※２）】** 無観客・オンライン配信等での開催 **【イベント以外】** **（人数上限・収容率）** 人数上限5000人 かつ収容率50％以内 **（営業時間）** 20時まで （法に基づかない働きかけ） **（その他）** 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）
博物館等	博物館、美術館等			

※１：1000㎡以下の施設は働きかけ
※２：運動・遊技施設で実施される全国大会等を含む

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第９項に基づく）

（３）イベントに準じた取扱いを要請する施設

<table>
<tr><th rowspan="3">施設の種類</th><th rowspan="3">内　訳</th><th colspan="3">要請内容</th></tr>
<tr><th rowspan="2">平日</th><th colspan="2">休日（土・日）</th></tr>
<tr><th>1000㎡超</th><th>1000㎡以下</th></tr>
<tr><td>劇場等</td><td>劇場、観覧場、演芸場</td><td rowspan="6">【人数上限・収容率】
上限5000人
かつ収容率50％以内

【営業時間】
・イベント：
21時まで
・イベント以外（※２）：
20時まで（※３、４）

【その他】
入場整理等
（法に基づかない働きかけ）</td><td colspan="2" rowspan="5">【イベント】
無観客・オンライン配信等での開催

【イベント以外（※２）】
（人数上限・収容率）
上限5000人
かつ収容率50％以内
（営業時間）
20時まで（※３、４）
（その他）
入場整理等（法に基づかない働きかけ）</td></tr>
<tr><td>遊興施設</td><td>ライブハウス※１</td></tr>
<tr><td>集会・展示施設</td><td>公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館</td><td>ホテル・旅館
（集会の用に供する部分に限る）</td></tr>
<tr><td>運動・遊技施設</td><td>テーマパーク、遊園地、
野球場、ゴルフ場、陸上競技場、
屋外テニス場、ゴルフ練習場、
バッティング練習場　等</td></tr>
<tr><td>映画館</td><td>映画館</td><td colspan="2">【イベント】
無観客・オンライン配信等での開催
【イベント以外（※２）】
休止</td></tr>
</table>

※１：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請（飲食営業は20時まで等）
※２：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー、映画館の通常営業等はイベント以外に該当
※３：映画館は21時まで
※４：1000㎡以下の施設は働きかけ

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第９項に基づく）

（３）イベントに準じた取扱いを要請する施設

施設の種類	内　訳	要請内容	
		平日	休日（土・日）
結婚式場	結婚式場	・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛（法45条２項） ・営業時間短縮：20時まで（法45条２項） ・その他、飲食店と同様の要請(法45条２項、24条９項) ・1.5時間以内の開催（法に基づかない働きかけ） ・参加人数50人又は収容定員50％のいずれか小さいほう （法に基づかない働きかけ）	
葬祭場	葬祭場	・酒類提供（持込みを含む）の自粛（法に基づかない働きかけ）	

●公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼　（法に基づかない働きかけ）

【依頼内容】

◆　終電時刻の繰上げ

◆　主要ターミナルにおける検温の実施

府民の皆さまへのお願い

緊急事態措置期間中は、できるだけ

外出はやめてください

【外出される場合は、以下の場合に限定してください】

- ◆ 医療機関への通院
- ◆ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ◆ 必要な職場への出勤（できるだけテレワークをしてください）
- ◆ 屋外での運動や散歩
- ◆ その他、生活や健康の維持に必要なもの

緊急事態措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：**平日９時３０分～１７時３０分**
※ただし、本日５/28(金)は対策本部会議終了後、22時まで
5/29(土)、５/30（日）は９時30分～17時30分

開設

受付電話番号：０６－７１７８－１３９８

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定